原子力産業新聞

2011年1月5日
平成23年（第2556号）
毎週木曜日発行
購読料1年分前金（消費税、国内送料込）
会　員　9,500円（1部220円）
非会員　15,000円（1部350円）
（当会会員は年会費13万円に本紙購読料の9,500円を含む。1口1部）

発行所　日本原子力産業協会
〒105-8605　東京都港区新橋2丁目1番3号（ヒューリック新橋ビル）　郵便振替 00150-5895
電話 03(6812)7103　FAX03(6812)7110　ホームページ　http://www.jaif.or.jp/　メールアドレス　shinbun@jaif.or.jp

昭和31年3月12日第三種郵便物認可

5年ぶりの原子力大綱改定

近藤委員長に聞く

原子力委員会は昨年十一月、五年ぶりに原子力政策の基本となる原子力政策大綱を策定することを決定した。今後約一年かけて行う新大綱策定の意義や時代的背景を近藤駿介委員長に聞いた。（河野清記者）

――近藤委員長は昨年一月から原子力委員長就任（任期三年）三期目に入り、以前の原子力長期計画から名前も変えた〇五年大綱に次いで二回目の大綱策定に臨む。新たな策定の意義をお聞きしたい。

近藤委員長　二〇〇〇年の行政改革で、原子力行政の推進体制が変わり、原子力委員会は内閣府に属することになった。そして、委員会が原子力の研究、開発及び利用を計画的に推進するために存在し、これに係る政府の施策を企画、審議、決定する責務を有することは変わらなかったが、施策の調整機能については「総合調整」から「調整」となった。

委員長を引き受け、この状況でこの責任を果たすためにどうしたらよいかと考え、これらに係る具体的施策の企画推進を担う行政機関群に対してある程度の期間にわたる骨太、あるいは横断的な施策とその方向性を示す取組みを行うことが大切と思い定め、それを原子力政策大綱として取りまとめる作業を開始した。〇五年十月に委員会決定した大綱は、同月中に、「政府は、原子力委員会の『原子力政策大綱』を原子力政策に関する基本方針として尊重し、原子力の研究、開発及び利用を推進することとする」との閣議決定を行っていただいた。

この大綱に「政策評価」の取組みを謳ったことで、新しい委員会の使命遂行の型ができたことやこの経緯からして、大綱は制定後五年を経たからといって必ず改定するべきものではない。そこで、政策評価の結果を踏まえて委員の間で意見交換を重ねるとともに、いろいろな方にご相談申し上げた。

――今回の新大綱策定決定に至るまでに、有識者や国民からの意見も聞いたようだが、その感触は。

近藤委員長　有識者の意見は、原子力の現場に近い方ほど基本方針の基軸の変更は必要ない、国際情勢の変化や事業計画の補正などへの対応は政策評価作業を通じて行っていくことでいいと、改定に消極的だった。

他方、約千二百人に及んだ国民の意見は、九割がいろいろなことが起きているから改定すべきというものだった。毎年行ってきた政策評価を取りまとめる際のパブコメでは、多くても二百件程度の意見をいただけるかどうか。これで、政策評価を行って時宜を得た施策の方向性を示し続けていると言っても、強弁と受け取られると思い知らされた。そこで、改定に乗り出すことを決意した次第。

――今回、新大綱の議論を行う際に留意するべき、五年前との状況変化の大きなところはどんな点と認識しているか。

近藤委員長　第一は、地球温暖化対策に関して京都議定書の約束期間を越えた期間における削減目標に関する議論が進んだこと。この結果、現大綱の三〇―四〇％という下限値は規範性を失っている。

他方、そうとすれば、原子力発電の取組みにおいて、そうした社会的役割を果たす観点から、安全の確保及び事業リスク管理の取組みの重要性が増す。しかし現大綱もこの重要性を指摘しているが、柏崎のこともあり、国民の期待に応えることができることを具体的取組みを世界標準とするべく明文化し発信していくことが必須になる。人材育成の取組みやしばしば話題になる安全規制制度の在り方もこの視点から決めていくべきではないか。これを契機に、人類社会の福祉の向上に貢献するという原子力基本法の目的を達成する観点から、これらの取組みの基本的方向性を確認し、国民の理解を得つつ、それを実現していくために誰がどうすべきかを明らかにするのが使命かと考えている。

――原子力委員会の今後の役割は。

近藤委員長　政府・与党において新しい科学技術政策の企画・推進体制の議論があり、そこでは原子力行政の在り方も対象になり得ると思料するが、いまは原子力委員会設置法に示されている役割を関係行政機関の協力を得ながら果たすことに全力を注ぐべきと思っている。（2面に関連記事）

原子力開発の方向性
幅広く議論し決定へ

記事
記事
記事
広告